

## 平成 29 年度岩手県中小企業成長応援資金貸付要綱

### 第 1 目的

この制度は、雇用の増加及び事業の拡大、並びに新分野への進出等を図ろうとする意欲的な県内の中小企業に対し、所要資金の円滑な供給を行うことにより、本県の産業の振興に資することを目的とする。

### 第 2 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫及び株式会社商工組合中央金庫とする。

### 第 3 貸付対象者

中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「信用保険法」という。）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、次の各号のいずれかの要件に該当する者（同項に規定する特定事業に係るものに限る。）とする。

- (1) 1 年以内に常時使用する従業員を新たに 1 名以上雇用する計画を有すること。
- (2) 売上高（建設業にあっては、完成工事高）が直近決算と比較して単年度で概ね 3 % 以上又は 3 年間で概ね 9 % 以上増加する計画を有すること。
- (3) 経常利益が直近決算と比較して増加する計画（直近決算が経常損失の場合にあっては、経常利益に転換する計画。）を有すること。
- (4) 新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う計画を有すること。
- (5) 異業種進出（統計法第 28 条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成 25 年総務省告示第 405 号）に定める日本標準産業分類における中分類を異にする事業区分への進出をいう。）の計画を有すること。
- (6) 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号。以下「経営強化法」という。）の規定に基づき、経営革新計画について知事の認定を受けたこと。

### 第 4 貸付の条件

#### 1 資金用途

設備資金及び運転資金とする。

#### 2 貸付限度額

1 企業につき 5,000 万円以内とする。

#### 3 貸付期間

10 年以内とする。ただし、2 年以内の据置期間をおくことができる。

#### 4 貸付利率

- (1) 貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間 3 年以内 年 2.1% 以内

貸付期間 3 年超 10 年以内 年 2.3% 以内

- (2) 次の市町村区域に事業所を有する者については、(1)に掲げる貸付利率から年 0.1% を減じた率とする。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町又は一戸町

- (3) 信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までに定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、(1)に掲げる貸付利率（(2)を適用した場合にあっては、引下げ後の貸付利率）から年 0.1% を減じた率とする。

#### 5 担保・保証人

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、原則として不要とする。ただし、不動産取得資金の場合は、原則として融資対象物件を担保に徴求する。なお、第 3 (6) の要件に該当する者については、取扱金融機関の所定の条件とする。

## 6 信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は次に定めるとおりとする。

### (1) 直近決算における貸借対照表を作成している場合

ア 無担保の場合は、次の表に掲げるとおりとする。

CRD 評点 区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年 1.50%	年 1.35%	年 1.20%	年 1.10%	年 0.95%	年 0.80%	年 0.80%	年 0.60%	年 0.45%

(注) CRD 評点：一般社団法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

イ 有担保の場合は、アに掲げる保証料率から年 0.1%を基準とした割引を行うものとする。

### (2) 直近決算における貸借対照表を作成していない場合

ア 無担保の場合は、年 0.95%とする。

イ 有担保の場合は、アに掲げる保証料率から年 0.1%を基準とした割引を行うものとする。

### (3) 信用保険法第 2 条第 5 項各号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合には、第 1 号から第 6 号までにあっては年 0.7%、第 7 号及び第 8 号にあっては年 0.6%とする。

### (4) 第 3 (6) の要件に該当する者については、経営革新関連保証を適用し、年 0.6%とする。

### (5) 中小企業の会計に関する基本要領に準拠し決算書を作成していることを公認会計士又は税理士が確認している中小企業者の場合は、(1)に掲げる保証料率から年 0.1%を減じた率とし、会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、(1)から (4)に掲げる保証料率から年 0.1%を減じた率とする。

## 7 償還方法

取扱金融機関所定の条件による。

## 8 その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

## 第 5 申込手続

貸付けを受けようとする者は、事業計画書（様式第 1 号）（第 3 (6) の要件に該当する者については、経営強化法の規定に基づく知事の認定書の写し）に必要書類を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

## 第 6 貸付の決定

取扱金融機関は、貸付けの申込みを受けたときは、これを審査し、貸付けの可否を決定し、申込者に通知するものとする。

## 第 7 貸付の実施

貸付けの決定を受けた者は、取扱金融機関所定の手続きにより貸付けを受けるものとする。

## 第 8 融資実績の報告

取扱金融機関は、別に定めるところにより知事に融資実績を報告するものとする。

## 第 9 期中支援

貸付の決定を受けた者が、信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号に定める特定中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、貸付金額が 1,250 万円以下であるとき、又は貸付期間が 1 年以内であるときは、この限りでない。なお、取扱金融機関が当該報告をしなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を提出するものとする。

## 第 10 要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付けの決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わない場合は、貸付決定を取り消すことがある。